

愛知県公報

発行／愛知県 編集／総務局総務部法務文書課 (毎週火・金曜日発行)

目次

告示

- | | | | |
|--|-------|-------|---|
| ○総合特別区域法第26条第1項の規定による指定法人の指定 | 第423号 | (企画課) | 1 |
| ○国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律第29条第1項及び第37条の規定に基づく制限区域の設定の一部改正 | 第424号 | (港湾課) | 1 |

公告

- | | | |
|------------------|---------|---|
| ○大規模小売店舗の新設の届出 | (商業流通課) | 2 |
| ○大規模小売店舗の変更の届出 | (同) | 3 |
| ○調査報告書の作成 | (道路建設課) | 4 |
| ○開発行為の許可に基づく工事完了 | (建築指導課) | 5 |
| ○落札者等の公示 | (経営課) | 5 |

告示

愛知県告示第423号

総合特別区域法（平成23年法律第81号）第26条第1項の規定に基づき、次のように指定法人の指定をした。
令和7年10月14日

愛知県知事 大村 秀章

名 称	主たる事務所の所在地	指 定 指 定 年 月 日 有効期限
菱輝金型工業株式会社	一宮市多加木二丁目8番21号	令和 7. 9. 30 令和 10. 3. 31

愛知県告示第424号

平成16年愛知県告示第547号（国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律第29条第1項及び第37条の規定に基づく制限区域の設定）の一部を次のように改正する。

令和7年10月14日

愛知県知事 大村 秀章

2 国際水域施設の保安の確保のために必要な制限区域の表三河港の項中

「田 原 地 区」	トヨタ自動車埠頭 T 1 栈橋、T 2 栈橋、T 3 栈橋及び T 4 栈橋に係留された国際航海船舶の周囲30メートルの水域	を に改め
	東京製鐵埠頭 1 号栈橋、2 号栈橋及び 3 号栈橋に係留された国際航海船舶の周囲30メートルの水域	
「田 原 地 区」	トヨタ自動車埠頭 T 1 栈橋、T 2 栈橋、T 3 栈橋及び T 4 栈橋に係留された国際航海船舶の周囲30メートルの水域	を に改め
	東京製鐵埠頭 1 号栈橋、2 号栈橋及び 3 号栈橋に係留された国際航海船舶の周囲30メートルの水域	
	田原バイオマスパワー栈橋に係留された国際航海船舶の周囲30メートルの水域	

る。

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4箇月以内に限り、愛知県に対し意見書の提出により意見を述べることができる。

令和7年10月14日

愛知県知事 大村 秀章

- 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社カネスエ商事
日進市浅田町平池260番地
代表取締役 牛田 彰
- 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）カネスエ田県店
小牧市田県町113番地
- 大規模小売店舗の新設をする日
令和8年5月3日
- 大規模小売店舗の概要

届 出 事 項			概 要
小売業を行う者	氏名又は名称		株式会社カネスエ商事
	代表者の氏名		代表取締役 牛田 彰
	住所		日進市浅田町平池260番地
	その他小売業を行う者		なし
店舗面積の合計			1,480㎡
施設の配置に関する事項	駐車場	位置	縦覧による
		収容台数	50台
	駐輪場	位置	縦覧による
		収容台数	42台
	荷さばき施設	位置	縦覧による
		面積	30㎡
施設の運営方法に関する事	小売業を行う者の開店時刻	午前7時	
		午後9時45分	
	小売業を行う者の閉店時刻		

項	来客が駐車場を利用することができる時間帯		午前6時30分から午後10時まで
	駐車場の自動車の出入口	数	4箇所
		位置	縦覧による
	荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯		24時間

5 届出の日

令和7年9月2日

6 届出等の縦覧場所

愛知県経済産業局中小企業部商業流通課（名古屋市中区三の丸三丁目1-2）

7 届出等の縦覧の期間及び時間

令和7年10月14日（火）から令和8年2月16日（月）まで（日曜日、土曜日、令和7年12月29日から31日まで及び令和8年1月2日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時30分まで

8 意見書の提出期限及び提出先

令和8年2月16日（月）

愛知県経済産業局中小企業部商業流通課

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4箇月以内に限り、愛知県に対し意見書の提出により意見を述べることができる。

令和7年10月14日

愛知県知事 大村 秀章

1(1) 大規模小売店舗を新設する者又は設置している者

ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

豊橋ステーションビル株式会社

豊橋市花田町西宿無番地

代表取締役 吉村 伸一

イ その他大規模小売店舗を新設する者又は設置している者

1名（縦覧による）

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地

豊橋ステーションビル

豊橋市花田町西宿無番地

(3) 大規模小売店舗の変更の日

縦覧による。

(4) 大規模小売店舗の変更の事項及び概要

届 出 事 項		変 更 前	変 更 後
小売業を行う者	氏名又は名称	豊橋ステーションビル株式会社	変更前に同じ
	代表者の氏名	代表取締役 吉村 伸一	同
	住所	豊橋市花田町西宿無番地	同
	その他小売業を行う者	62名（縦覧による）	62名（縦覧による）

(5) 大規模小売店舗の変更の理由

小売業者の代表者及び住所の変更並びに入退店のため。

(6) 届出の日

令和7年9月1日

(7) 届出等の縦覧場所

愛知県経済産業局中小企業部商業流通課（名古屋市中区三の丸三丁目1-2）

(8) 届出等の縦覧の期間及び時間

令和7年10月14日（火）から令和8年2月16日（月）まで（日曜日、土曜日、令和7年12月29日から31日まで及び令和8年1月2日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時30分まで

(9) 意見書の提出期限及び提出先

令和 8 年 2 月16日（月）

愛知県経済産業局中小企業部商業流通課

- 2(1) 大規模小売店舗を新設する者又は設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名古屋空港ビルディング株式会社

名古屋市中村区名駅一丁目 2 番 4 号

代表取締役 小野 猛

- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地

エアポートウォーク名古屋

西春日井郡豊山町大字豊場字林先 1 番 8 ほか 4 筆

- (3) 大規模小売店舗の変更の日

縦覧による。

- (4) 大規模小売店舗の変更の事項及び概要

届 出 事 項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗を新設する者又は設置している者	氏名又は名称 名古屋空港ビルディング株式会社 代表者の氏名 代表取締役 鈴木 豊信 住所 名古屋市中村区名駅一丁目 2 番 4 号 その他大規模小売店舗を新設する者又は設置している者 なし	変更前に同じ 代表取締役 小野 猛 変更前に同じ 同
小売業を行う者	氏名又は名称 ユニー株式会社 代表者の氏名 代表取締役 榊原 健 住所 稲沢市天池五反田町 1 番地 その他小売業を行う者 61名（縦覧による）	同 同 同 62名（縦覧による）

- (5) 大規模小売店舗の変更の理由

建物設置者の代表者の変更並びに小売業者の名称、代表者及び住所の変更並びに入退店のため。

- (6) 届出の日

令和 7 年 9 月 8 日

- (7) 届出等の縦覧場所

愛知県経済産業局中小企業部商業流通課（名古屋市中区三の丸三丁目 1 - 2）

- (8) 届出等の縦覧の期間及び時間

令和 7 年10月14日（火）から令和 8 年 2 月16日（月）まで（日曜日、土曜日、令和 7 年12月29日から 31日まで及び令和 8 年 1 月 2 日並びに国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時30分まで

- (9) 意見書の提出期限及び提出先

令和 8 年 2 月16日（月）

愛知県経済産業局中小企業部商業流通課

愛知県環境影響評価条例（平成10年愛知県条例第47号。以下「条例」という。）第33条において準用する条例第30条第 2 項の規定に基づき、知多都市計画道路 1・3・6 号西知多道路に係る環境影響評価調査報告書（第 1 回）を作成したので、条例第33条において準用する条例第30条第 4 項の規定に基づき次のように公告する。

令和 7 年10月14日

愛知県知事 大村 秀章

- 1 環境影響評価法（平成 9 年法律第81号。以下「法」という。）第 2 条第 5 項に規定する事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

- (1) 名称

愛知県

- (2) 代表者の氏名

愛知県知事 大村 秀章

- (3) 主たる事務所の所在地

名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 2 号

- 2 法第 2 条第 4 項に規定する対象事業の名称、種類及び規模

- (1) 名称

知多都市計画道路 1・3・6 号西知多道路

- (2) 種類
一般国道247号改築工事
- (3) 規模
事業実施区間の延長 東海 J C T 約2.0km、大田 I C 約1.0km 及び長浦 I C から常滑 J C T まで約9.6km
- 3 法第2条第4項に規定する対象事業が実施されている区域
東海市、知多市及び常滑市の区域の各一部
- 4 法第15条に規定する関係地域の範囲
東海市、知多市及び常滑市
- 5 条例第33条において準用する条例第30条第2項の調査報告書の縦覧の場所、期間及び時間
- (1) 縦覧場所
愛知県知多建設事務所西知多道路出張所（知多市緑町5番地 メディアス体育館ちた（知多市民体育館）2階）
- (2) 縦覧期間
令和7年10月14日（火）から令和7年11月14日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
- (3) 縦覧時間
午前9時から午後5時まで

次の都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した開発行為に関する工事は完了した。

令和7年10月14日

愛知県知事 大村 秀章

許可番号	許可年月日	開発許可を受けた者の氏名	開発許可を受けた者の住所	開発区域に含まれる地域の名称
6尾建 96-180	令和 7.2.26	林 忠氏	あま市森五丁目10-16	あま市森五丁目6-4ほか2筆
7尾建 96-38	7.6.6	株式会社エサキホーム 代表取締役 江寄 豪治	一宮市東出町7-1	長久手市岩作南島32-1ほか3筆
6尾建 96-170	7.2.18	中央不動産販売株式会社 代表取締役 丹羽 智	春日井市篠木町一丁目24-1	日進市岩崎町竹田6-2ほか3筆
6尾建 96-179	7.2.26	岡田 優輝	日進市岩崎台二丁目1313-2	日進市米野木町北山1-209
6尾建 96-181	7.3.3	ゲンキー株式会社 代表取締役 藤永 賢一	福井県坂井市丸岡町下久米田38字33	北名古屋徳重花ノ木42及び43の全部並びに41-1の一部
7尾建 96-36	7.6.10	松井 由香	名古屋市守山区大字上志段味字洞田1127	岩倉市川井町村西20-2

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定により、次のように落札者等について公示します。

令和7年10月14日

愛知県病院事業管理者

病院事業庁長 丹羽 康正

〔掲載順序〕

- ①物品等又は特定役務の名称及び数量 ②落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ③落札者又は随意契約の相手方の住所及び氏名 ④落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑤契約の相手方を決定した手続 ⑥入札公告を行った日

〔契約に関する事務を担当する所属の名称及び所在地〕

愛知県がんセンター 名古屋市千種区鹿子殿1番1号

- ①統合ネット・研究所ネット機器賃貸借 一式 ②令和7年8月27日 ③富山県富山市牛島新町5-5 株式会社インテック ④76,032,000円 ⑤一般競争入札 ⑥令和7年7月15日

- ①特A重油 106,000リットル（予定） ②令和7年9月19日 ③名古屋市港区潮見町37番地23 中川物産株式会社 ④86.40円（税抜単価） ⑤一般競争入札 ⑥令和7年8月8日

〔契約に関する事務を担当する所属の名称及び所在地〕

愛知県精神医療センター 名古屋市千種区徳川山町4丁目1番7号

- ①愛知県精神医療センター病院情報システム運用管理業務 一式 ②令和7年8月14日 ③名古屋市中村区名駅一丁目1番1号 J P タワー名古屋29階 シーアンドエス株式会社 ④72,468,000円 ⑤一般競争入札 ⑥令和7年6月27日

- ①愛知県精神医療センターで使用する電気 1,982,000kWh（予定） ②令和7年8月29日 ③大阪市北

区中之島3丁目6番16号 関西電力株式会社 ④基本料金1キロワット1月当たり1,498.87円 電力量料金1キロワット時当たり14.59円（10月から6月まで）及び15.36円（7月から9月まで） ⑤一般競争入札 ⑥令和7年7月18日